

## 資料編

---

日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号：抜粋) . . . . .	160
日本政策投資銀行中期政策方針(平成17年度～19年度) . . .	163
運営評議員会の開催実績概要 . . . . .	164
日本政策投資銀行投融資指針(主要部分) . . . . .	165
投融資制度について . . . . .	167
株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号：抜粋) . .	170

---

# 日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号:抜粋)

## 第一条(目的)

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

## 第四条(資本金)

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

## 第八条(役員)

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

## 第十九条(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

## 第二十条(業務の範囲)

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。)及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。)は、一年未満のものであってはならない。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な資金又は既存市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。)

二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。)は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

## 第二十一条(業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。)を行うことができる。

## 第二十二条(中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」という。)に従って、貸付け等を行わなければならない。

2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。

3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。

4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

#### 第二十三条(投融資指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

#### 第二十四条(運営評議員会)

日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。

3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。

4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。

5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

6 評議員の任期は、四年とする。

#### 第二十八条(予算)

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

#### 第四十一条(利益金の処分及び国庫納付金)

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

#### 第四十二条(資金の借入れ等)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金を行うことができる。

5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れを行うことができる。

#### 第四十三条(日本政策投資銀行債券の発行)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

4 第一項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、銀行債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、銀行債券を発行することができる。

## ◆参考(役員の給与および退職手当の支給に関する基準)

### 1. 社会一般の情勢への適合

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

### 2. 役員の給与等の区分

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当：退職手当

### 3. 役員給与

#### (1) 報酬

報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。

#### (2) 特別調整手当

特別調整手当は報酬に100分の16を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。

#### (3) 特別手当

特別手当は、1月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に支給する。国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する特別手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。

#### (4) 通勤手当

通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

### 4. 役員退職手当

- (1) 退職手当は、当該役員の在職期間1月につき、当該役員の退職の日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に総裁が別に定める委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。
- (2) 総裁は、上記委員会が業績勘案率の決定を行う場合、退職手当の支給に当たりあらかじめ財務大臣に通知する。
- (3) 国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。

### 5. 就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

### 6. その他

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別に定める。

(参考) 役員の報酬月額及び特別手当の支給率

#### 1. 報酬月額(単位：千円)

総裁	1,211	副総裁	1,103	理事	929	監事	766
----	-------	-----	-------	----	-----	----	-----

#### 2. 特別手当の支給率

支給率3.35ヶ月/年

特別手当=[(報酬月額+特別調整手当)+(報酬月額×0.25)+{(報酬月額+特別調整手当)×0.2}]×支給率

## ◆参考(役職員の報酬・給与等について)

平成17年12月24日閣議決定「行政改革の重要方針」に基づき公表が義務づけられている役職員の報酬・給与等については当行ホームページで公開しております。

(→参考URL [http://www.dbj.go.jp/japanese/public/no03\\_01\\_01.html](http://www.dbj.go.jp/japanese/public/no03_01_01.html))

・ 職員の給与水準について

集計対象職員数 1,147人 平成19年度の年間給与額(平均) 9,029千円

平成17年度から平成19年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

## 記

### I. 日本政策投資銀行の業務運営に関する基本的な考え方

- 我が国においては、少子高齢化が進展する中、持続的な経済成長軌道を確立するため、民間の意欲と地方の自主性が十分に発揮されるよう、構造改革への取組をより推進するとともに、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図ることが求められている。こうした中、日本政策投資銀行は、政策要請に対する適切かつ機動的な対応を旨とし、地域再生、環境対策や生活基盤の充実、技術振興等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与することとする。
- こうした業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)や経済財政諮問会議の議論等に沿って、民業補完に徹した事業見直しを行うこととする。

### II. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

日本政策投資銀行は、前節において示した業務運営の基本的な考え方に則り、以下の3つの視点に立脚し、長期資金の供給等を行うこととする。

また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく新しい金融手法の開発、プロジェクト形成等を通じたノウハウの更なる蓄積に努め、これらを有効活用して事業の円滑な推進に寄与するとともに、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行う等、「ナレッジバンク」機能を適切に発揮していくこととする。

#### 1. 経済活力創造

経済構造改革、知的基盤の整備の推進等のため、産業の空洞化を防ぎ、未来産業の創造に向けて、新技術開発、新規事業の育成及び事業再構築・再生支援等の円滑な促進等を図ることとする。

#### 2. 豊かな生活創造

環境対策、エネルギー・セキュリティ対策、防災対策、福祉・高齢化対策、交通・物流・情報通信ネットワークの整備の推進等のため、環境配慮型経営の促進、リサイクルの促進、安全で暮らしやすい社会の実現に向けた施策等に取り組むこととする。

#### 3. 自立型地域創造

地域の社会基盤整備、活力創造、連携と自立支援等のため、各地域の特性と個性を踏まえ、地域再生、都市再生、社会資本整備、雇用機会の創出、地域産業の活性化等を図ることとする。その際、地方の公共セクター、地域金融機関等との連携を深めながら、PFI等の手法を重点的に活用する。

なお、金融・資本市場が十分に機能しない場合あるいは災害の発生等、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対しては、適切かつ機動的に対応する。

### III. 業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

#### 1. 民業補完の徹底

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、リスクの高い業務に特化していくこととする。このため、不断の事業見直しを行い、金融経済情勢を踏まえつつ、融資規模及び貸付債権残高の圧縮を図る。また、保証機能を積極的に活用するとともに、金融手法の多様化に努める。融資条件については、民間に準拠したリスク見合いの金利設定を堅持するとともに、民業補完を徹底する観点から、事業の性格を踏まえつつ期間・融資比率の設定を行う。

#### 2. 業務の合理化・運営の効率化

特殊法人等改革の趣旨等を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の一層の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行う際には、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

#### 3. 財務の健全性の保持

業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の下、多様な資金調達や、事業者の信用状況に応じた適切な債権管理を含め、厳格なALM・リスク管理を行うことにより、引き続き財務の健全性の確保に十分努めることとする。

#### 4. 適切なディスクロージャーへの取組

財務内容の透明性の一層の向上のため、資産自己査定及び外部監査の充実に努め、迅速な開示を行うこと等、引き続き適切なディスクロージャーに取り組むとともに、情報公開法への適切な対応を行うこととする。

#### 5. 政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価については、全投融資案件について個別案件評価を実施するとともに、投融資制度の有効性の評価、大規模プロジェクト等の詳細評価、これらを踏まえた総括評価を行い、その結果を事業見直しへ反映させるとともに、引き続き評価の仕組みの充実に努めることとする。

#### 6. 地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

日本政策投資銀行設立時に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営を行うこととする。

## 運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	概要
第1回	平成11年12月15日	・日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方 ・政策金融評価の考え方について
第2回	平成12年2月10日	・平成12年度投融資計画について ・「経済活力創造」への取り組み～経済構造改革・新技術開発～
第3回	平成12年4月28日	・「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策
第4回	平成12年7月3日	・平成11年度決算概況 ・「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取り組み
第5回	平成12年9月12日	・平成13年度概算要求について ・情報通信分野における政策銀行の取り組み～ケーブルテレビ事業を事例として～
第6回	平成13年2月15日	・平成13年度投融資計画について ・「自立型地域創造」に向けた政策銀行の取り組み ・中期政策方針の実施状況にかかる検討について(経過説明)
第7回	平成13年4月19日	・我が国におけるベンチャービジネスの現状と当行の対応について
第8回	平成13年7月2日	・平成12年度決算概況 ・「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取り組み
第9回	平成13年9月3日	・平成14年度概算要求 ・中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況に関する検討報告の取りまとめについて
第10回	平成13年12月3日	・平成13年度補正予算における対応について ・日本政策投資銀行運営評議員会報告書について ・政策銀行の社会環境問題への取り組み
第11回	平成14年4月15日	・第2期中期政策方針について ・今後の運営評議員会の進め方について ・国内製造業のあり方に関するナレッジ活動について
第12回	平成14年7月15日	・平成13年度決算について ・ALM・リスク管理について ・資産査定とリスク管理債権等について
第13回	平成14年10月4日	・平成15年度概算要求について ・「都市再生」への取り組みについて ・平成14年度日本政策投資銀行政策金融評価報告について
第14回	平成15年2月18日	・平成15年度投融資計画について ・プロジェクトファイナンスをめぐる新しい動き ・事業再生への取り組みについて
第15回	平成15年5月15日	・情報公開法施行への対応状況 ・環境問題への取り組みについて
第16回	平成15年9月10日	・平成14年度決算について ・平成16年度概算要求について ・対日投資促進業務への取り組みについて
第17回	平成15年12月3日	・平成15年度政策金融評価報告について ・PFIへの取り組み状況について
第18回	平成16年2月3日	・平成16年度投融資計画について ・平成15年度上半期決算について ・地域再生に向けた取り組みについて
第19回	平成16年6月2日	・地上テレビ放送の現状とデジタル化への対応について ・国際協力業務への取り組みについて
第20回	平成16年8月31日	・平成15年度決算について ・平成17年度概算要求について ・新産業創造への取り組みについて
第21回	平成16年11月5日	・平成16年度政策金融評価報告について ・日本政策投資銀行運営評議員会報告書の内容について
第22回	平成16年12月15日	・日本政策投資銀行運営評議員会報告書の取りまとめについて ・地域づくり活動中期ビジョン(案)について
第23回	平成17年4月18日	・第3期中期政策方針について ・平成17年度投融資計画について ・エネルギー・セキュリティ対策への取り組みについて
第24回	平成17年10月12日	・平成16年度決算について ・平成18年度概算要求について ・地域金融機関と日本政策投資銀行の連携について
第25回	平成17年12月21日	・平成17年度政策金融評価報告について ・環境配慮型経営促進事業融資への取り組み状況について
第26回	平成18年4月12日	・平成18年度投融資計画について ・都市再生ファンドへの取り組みについて
第27回	平成18年9月21日	・平成17年度決算について ・平成19年度概算要求について ・事業再生の取り組みと新たな展開について
第28回	平成18年12月21日	・平成18年度政策金融評価報告について
第29回	平成19年7月23日	・株式会社日本政策投資銀行法の概要および国会審議の経過について ・平成19年度投融資計画について ・平成18年度決算について
第30回	平成20年2月22日	・株式会社日本政策投資銀行のビジネスモデルのコンセプトについて ・平成20年度投融資計画について

# 日本政策投資銀行投融資指針(主要部分)

平成20年3月31日  
日本政策投資銀行  
総裁 室伏 稔

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成20年度(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)における投融資指針を以下のとおり定める。

## 【第1】総則

### 1. 貸付け等の基本方針

当行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という)は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

### 2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

### 3. 貸付け等の利率等

貸付け等(出資を除く)に適用する利率等は、当行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向(社債市場および民間金融機関貸出金利等)を勘案して、次の区分に従い、当行がこれを定める。

#### (1) 貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

#### (2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

#### (3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債(普通社債に限る)の場合は市場における利回りとする。

### 4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する当行の貸付け等(出資を除く)の比率については、次の通りとする。

#### (1) 貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内で、民間金融機関との協調融資を行うものとする。公募債の応募については、対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業(社債格付けがトリプルAの上場企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として30%以内とし、長期資金の調達力の高い企業(社債格付けがダブルA又はシングルAの企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として40%以内とする。<sup>(注)</sup>

<sup>(注)</sup>但し、民間金融機関等の要請がある場合や、公共性が特に高い場合等については、例外的に融資比率の弾力的な運用を可能とする。

#### (2) 債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象事業費の80%とする。なお、保証の範囲については、原則として、対象事業に係る被保証人の債務の80%以内とする。また、社債に係る債務の保証の場合には、限度額等について弾力的に取り扱うこととする。

### 5. 出資

#### (1) 出資の対象事業

- ① 政策的、公共性の高い事業を対象とし、具体的には個別制度毎に記載する。
- ② ①の他、投融資指針に規定される貸付け等の対象事業に必要な資金の出資等を行う事業についても出資対象とする。
- ③ 政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難い等、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。
- ④ 民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。
- ⑤ 当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

#### (2) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

大項目	中項目	小項目	細項目
地域再生支援	地域経済振興	地域経済振興	①地域経済振興
	地域社会基盤整備	地域社会基盤整備	①地域社会基盤整備
	広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備	①広域ネットワーク整備
環境対策・生活基盤	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	①地球環境対策
			②環境配慮型社会形成促進
		生活基盤	①資源開発・供給機能整備
			②原子力開発
			③防災対策
			④福祉・高齢化対策
技術・経済活力創造	先端技術・経済活性化	先端技術・経済活性化	①先端技術・経済活性化
			②新技術開発等
	経済社会基盤整備	経済社会基盤整備	①経済社会基盤整備

(その他) 地域再生低利融資

## 投融資制度について

### 地域再生支援 地域経済振興

	項目	対象事業	政策目的
		地域経済振興事業	産業施設の立地促進、都市施設・宿泊施設の整備、寒冷地の気候に対応した技術や地域資源を活用した事業の創出、寒冷地における交流施設の整備、企業立地の促進、大規模基地関連施設の整備、地域毎の特性を活用・伸長する事業の実施、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みとして、各地方公共団体が作成し、地域再生本部の認定を受けた地域再生計画に合致する事業の支援、景観・歴史的建造物の整備、駐車場等の道路関連施設の整備等により、地域産業・地域経済の振興・活性化、都市機能や地域開発の向上・促進、特定地域への過度の集中の是正、寒冷地の産業活動の活性化、地域における雇用機会の確保・増大、地域の自立的かつ特色ある発展、地域の活力の再生等を図ることを目的とする。
地域経済振興	地域経済振興		

### 地域社会基盤整備

	項目	対象事業	政策目的
		地域社会基盤整備事業	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進、市街地再開発事業等の推進、良好な市街地の形成に寄与する建築物や公共施設等の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進、中心市街地の活性化に資する事業の促進、港湾における業務関連諸機能の整備、地域住民の日常生活を支える交通手段の整備、地域冷暖房施設の整備、地域の情報化の推進により、効率的かつ効果的な社会資本の整備・活用による国民経済の健全な発展への寄与、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の高度化、防災性能の向上、質の高い都市・生活環境の整備、地域住民の交通基盤の整備と快適かつ安全な輸送の確保、地域特性にあった高効率熱利用の促進による環境負荷の低減等を図ることを目的とする。
地域社会基盤整備	地域社会基盤整備		

### 広域ネットワーク整備

	項目	対象事業	政策目的
		広域ネットワーク整備事業	大都市圏並びに都市間交通における国民の生活基盤である鉄軌道事業の整備、航空輸送の拠点となる空港施設の整備や航空機の安全運航整備に資する事業の促進、物流拠点の確保及び物流機能の高度化、外航海運事業の基盤整備、情報通信インフラの整備、放送デジタル化の推進、高度な情報システムの開発・導入の促進等により、快適かつ安全な鉄道・航空輸送等による基幹交通網の整備、物流に係るサービスの向上及びコストの削減、貿易物資の安定的な供給の確保、食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給、高度情報通信ネットワーク社会の形成、高度情報化社会の構築等を図ることを目的とする。
広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備		

環境対策・生活基盤

環境・エネルギー・防災・福祉対策

	項目	対象事業	政策目的
環境対策	地球環境対策	地球環境対策事業	地球温暖化対策の促進に向け、省エネルギー対策の推進事業、新エネルギー・自然エネルギー開発、環境対策を講じた建築物の整備、面・ネットワーク対策による省CO <sub>2</sub> 対策事業、液化ガス発電の高効率化ならびに天然ガス導入の促進、京都メカニズムの活用等により、地球環境の保全、資源エネルギーの有効利用、生活環境の保全、環境負荷低減型エネルギー供給構造の構築等を図ることを目的とする。
		環境配慮型社会形成促進事業	既存ストックの有効活用、廃棄物の発生抑制、使用済み製品の再使用・再資源化、廃棄物の適正な処理、公害防止に資する事業を促進することにより、循環型社会の形成、環境負荷の低減、生活環境の整備を図ることを目的とする。
	環境配慮型社会形成促進	環境配慮型経営促進事業	企業の環境に配慮した取り組みの支援、環境金融の活性化、化学物質の自主的な管理改善、環境面に配慮した石油の生産・供給機能の整備を促進することにより、環境配慮型の産業基盤整備及び環境保全を図ることを目的とする。
		資源開発・供給機能整備	資源開発・供給機能整備
生活基盤	原子力開発	原子力開発	原子力発電及び核燃料サイクル事業の促進により、経済成長、エネルギー・セキュリティの確保、地球温暖化対策等の環境保全を図ることを目的とする。
	防災対策	防災対策	建築物やライフライン等に対して防災対策等を施すことにより、災害に強い都市の形成を図るとともに、企業の防災力の強化を促進することを目的とする。
	福祉・高齢化対策	福祉・高齢化対策	高齢者・身体障害者による一般社会生活への参加を容易にすることにより、国民福祉の向上を図ることを目的とする。

技術・経済活力創造  
先端技術・経済活性化

	項目	対象事業	政策目的
先端技術・ 経済活性化	先端技術・ 経済活性化	経済社会的有用事業 資金調達円滑化 支援等	金融市場の活性化、厚みのある資本市場の整備、リスクコントロールの新たな金融手法導入を通じた企業への適切な資金供給の支援、円滑な金融アレンジメントの実施、民間参入の促進に資するリスクマネー供給を行うことにより、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
		新産業創出・活性化 事業	ベンチャー企業・中堅企業等の行う事業及び知的財産やコンテンツの有効活用を支援する事業を促進することにより、我が国新産業の創出・活性化の推進、良質な雇用の確保、経済活力の維持を図ることを目的とする。
	新技術開発等	新技術開発事業	民間企業の研究開発・技術開発活動を活性化させることにより、我が国の科学技術の進歩及び経済活力の維持向上を図ることを目的とする。

経済社会基盤整備

	項目	対象事業	政策目的
経済社会基盤整備	経済社会基盤整備	事業再生支援事業	司法プロセス、私的整理を通じて、経済社会的に有用な事業の再生を支援することにより、経済の持続的な発展を図ることを目的とする。
		安全対策支援等	喫緊の課題に機動的に対応するために必要な公共性の高い事業、原油価格高騰対策に資する事業、セキュリティ対策事業、災害等の発生時における事業継続資金の供給を行うことにより、国民生活の安全性の向上や我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
		経済構造改革支援 事業	規制緩和分野における新規参入の促進、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、事業革新設備導入の支援、外国企業や外資系企業の対日直接投資を促進することにより、我が国産業の活力の再生及び事業者側の新陳代謝の活性化による経済構造改革の加速化、良好な対外経済関係の形成等、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

■出資

政策性、公共性の高い事業を対象とし、出資を行っており、主なものは以下のとおりです。

- 地域経済振興事業（地域競争力強化支援、地域金融機能高度化、地域再生計画に基づく事業）
- 地域社会基盤整備事業（中心市街地活性化、鉄軌道整備促進、地方空港ターミナル施設整備）
- 地球環境対策事業（新エネルギー・自然エネルギー開発）
- 防災対策（防災対応促進事業） など

また、投融資指針に規定される対象事業に必要な資金の出資等を行う事業（ファンド等）に対し、出資を行っており、主なものは以下のとおりです。

- 事業再生・産業再生ファンド
- 都市再生ファンド
- ベンチャーファンド など

■債務保証・クレジットデリバティブ取引等

企業の民間金融機関からの借入等に対し債務保証を実施しています。また、クレジットデリバティブ取引等を活用したCLO（ローン担保証券）への取り組み（債務負担）を行っています。

# 株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号：抜粋)

## 第一条(目的)

株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

## 第三条(業務の範囲)

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券(第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)を行うこと(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券(資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。)その他これらに準する有価証券として財務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 十 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。
- 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと(第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。
- 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行う

こと(募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。))。

- 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。
- 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。
- 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。
- 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと(第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)
- 十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。
- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 第五条(日本政策投資銀行債の発行)

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

## 第九条(預金の受入れ等を開始する場合の特例)

会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

## 第十二条(株式)

会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

## 第十三条(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条にお

いて同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 第十五条(代表取締役等の選定等の決議)

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

#### 第十六条(取締役の兼職の認可)

第四条第二項の規程の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

#### 第十七条(事業計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 第十八条(償還計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 第十九条(認可対象子会社)

会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
- 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
- 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条

第二項に規定する信託会社をいう。)

六 保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)

七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

#### 第二十条(定款の変更等)

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

#### 第二十二条(財政融資資金の運用に関する特例)

財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

#### 第二十三条

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

#### 第二十五条(債務保証)

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

#### 第二十九条(主務大臣)

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

#### 附則

#### 第二条(政府保有株式の処分)

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他

の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

### 第三条(この法律の廃止その他の措置)

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

### 第四条(準備期間中の業務等の特例)

会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

### 第九条(出資)

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

### 第十五条(政投銀の解散等)

政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。

2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

### 第十六条(承継される財産の価額)

会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

### 第十八条(主務大臣)

附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

### 第六十六条(検討)

政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律(法律に基づく命令を含む。)の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

### 第六十七条(会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

---

## 株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会  
平成十九年六月五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響にも十分配慮して行うこと。
- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。
- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すこと。

右決議する。

## ◆役員 (平成20年7月1日現在)



副総裁 藤井 秀人

総裁 室伏 稔

副総裁 荒木 幹夫

総 裁 室伏 稔

副総裁 藤井 秀人

副総裁 荒木 幹夫

理 事 多賀 啓二

理 事 長岡 久人

理 事 竹内 洋

理 事 柳 正憲

理 事 進藤 哲彦

理 事 高橋 洋

理 事 平田 憲一郎

理 事 小島 康壽

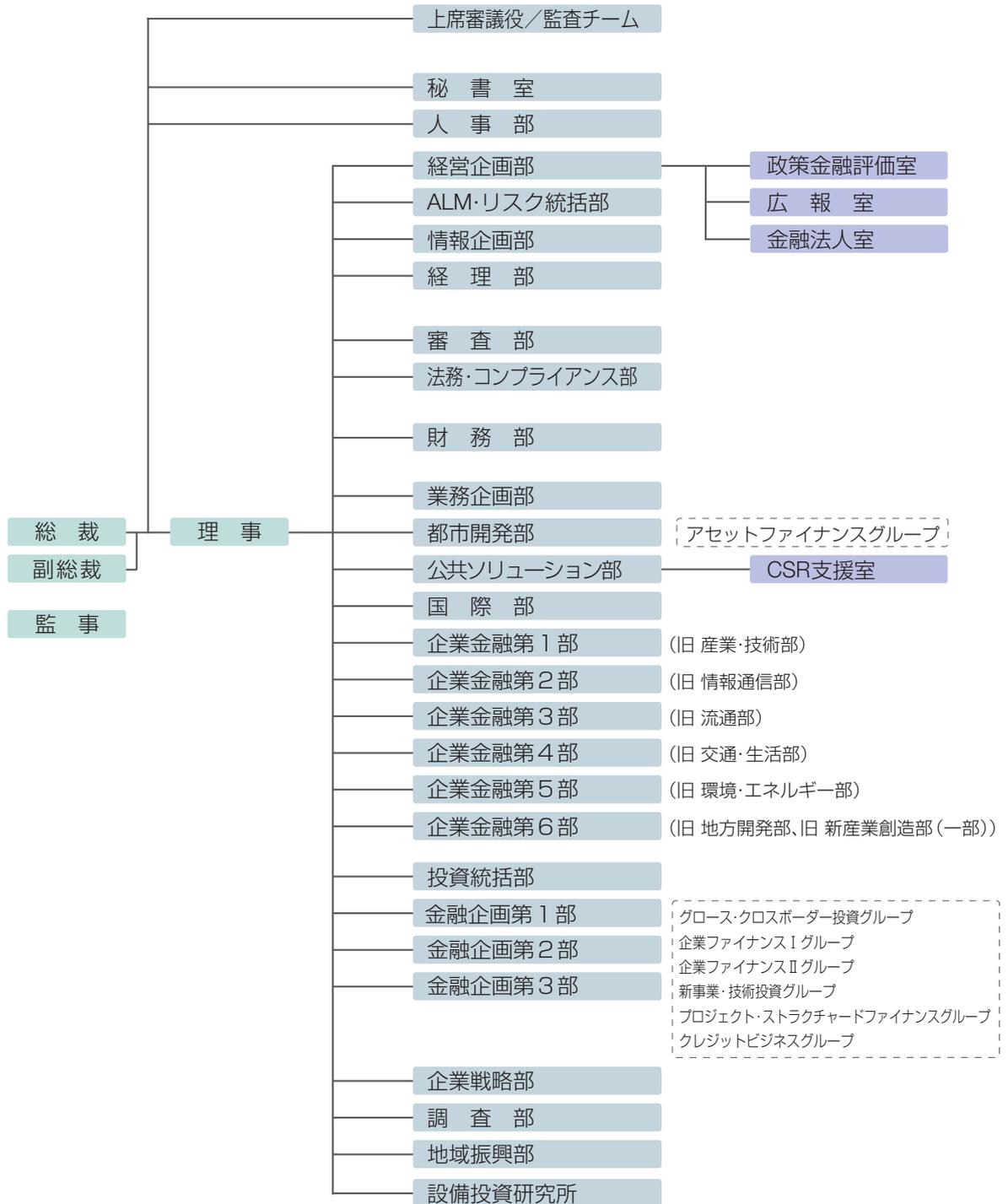
理 事 石井 勲

理 事 堀内 昭義

監 事 井上 毅

監 事 石森 亮

◆組織図 (平成20年4月1日現在)



支店・事務所

支 店：北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州  
 事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

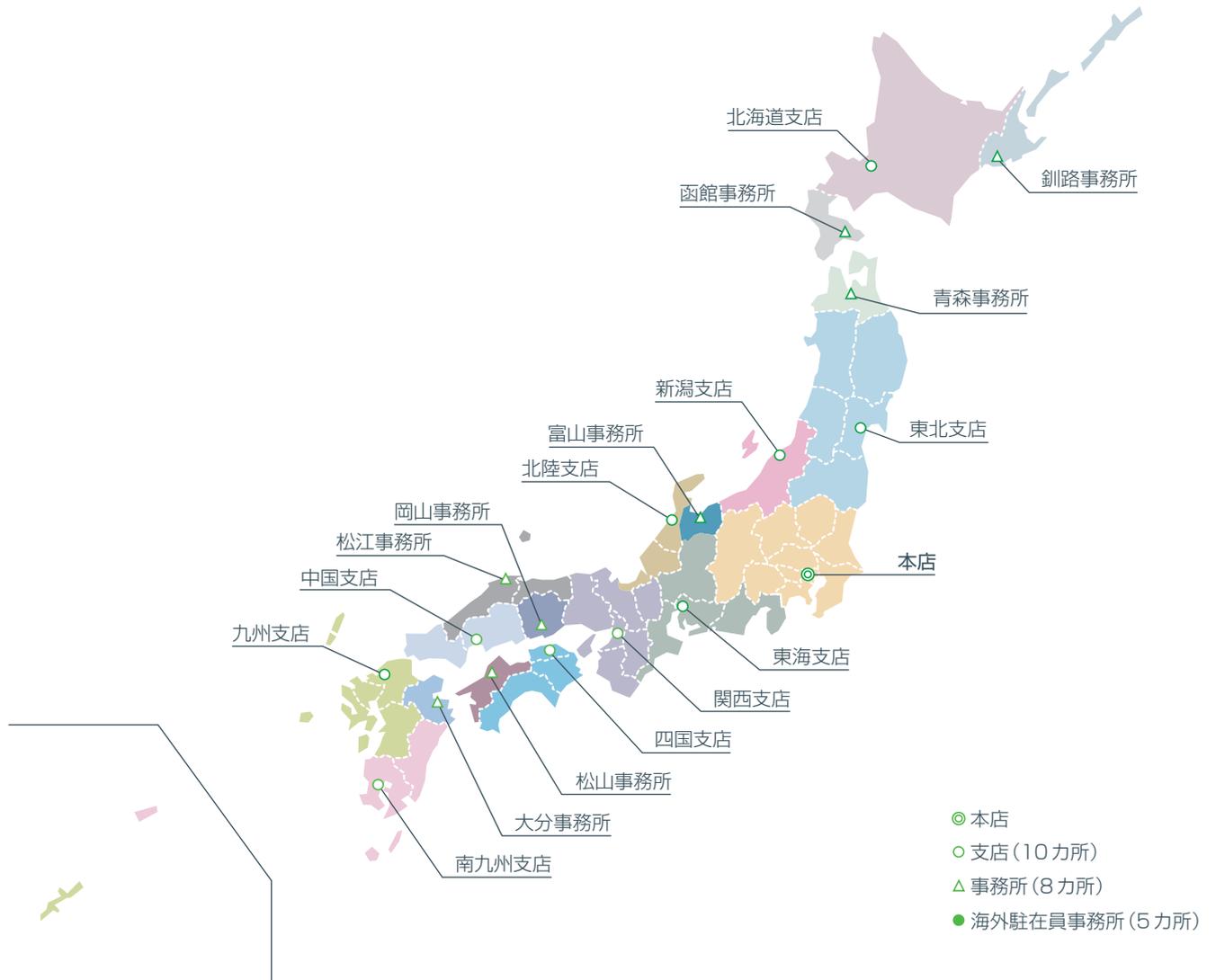
海外駐在員事務所

ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、フランクフルト、シンガポール

## ◆沿革

年	月	事 項
昭和26年	4月	日本開発銀行設立
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台（現東北）の各支店を開設
昭和39年	3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（資本金規定の整備等）
昭和47年	6月	日本開発銀行法を改正 1) 目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2) 大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正 1) 研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2) 研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（無利子貸付規定の整備等）
平成 3年	4月	日本開発銀行法を改正 1) 譲渡方式事業の対象拡大 2) ユーロ円債の発行 3) NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設
平成 3年	4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（社会資本整備促進低利融資規定の整備等）
平成 4年	12月	日本開発銀行法を改正（政府の追加出資についての規定の整備）
平成 9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 （日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される）
平成10年	12月	日本開発銀行法を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 1) 設備の取得と関連のない長期運転資金を対象資金に追加 2) 社債償還資金を対象に追加 3) 公募債取得機能の追加等
平成10年	12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 1) 事業の実施に伴い必要な長期運転資金を対象資金に追加 2) 社債償還資金を対象に追加等
平成11年	6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年	10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ
平成14年	5月	日本政策投資銀行法を一部改正（金融庁による立入検査の導入を追加）
平成17年	12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（一体として民営化することなどが決定される）
平成18年	5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立
平成18年	6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年	6月	株式会社日本政策投資銀行法成立
平成20年	10月(予定)	株式会社日本政策投資銀行設立

◆本支店・事務所等 所在地 (平成20年4月1日現在)



# ◆本支店・事務所等 照会先(平成20年7月1日現在)

## 本店 東京

〒100-0004  
東京都千代田区大手町1丁目9番1号  
TEL 03-3270-3211 (大代表)



## 北海道支店 札幌

〒060-0003  
札幌市中央区北3条西4丁目1番地  
(日本生命札幌ビル)  
TEL 011-241-4111 (代表)



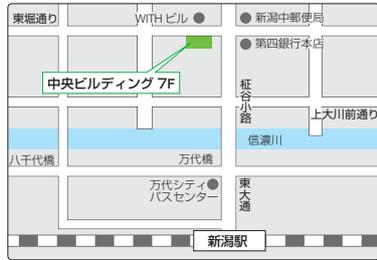
## 東北支店 仙台

〒980-0811  
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号  
(NOF仙台青葉通りビル)  
TEL 022-227-8181 (代表)



## 新潟支店 新潟

〒951-8066  
新潟市中央区東堀前通六番町1058番地1  
(中央ビルディング)  
TEL 025-229-0711 (代表)



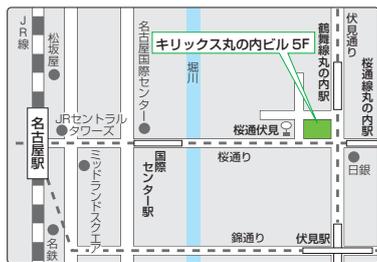
## 北陸支店 金沢

〒920-0937  
金沢市丸の内4番12号  
(金沢中央ビル)  
TEL 076-221-3211 (代表)



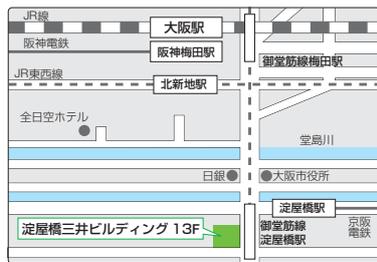
## 東海支店 名古屋

〒460-0002  
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号  
(キリックス丸の内ビル)  
TEL 052-231-7561 (代表)



## 関西支店 大阪

〒541-0042  
大阪市中央区今橋4丁目1番1号  
(淀屋橋三井ビルディング)  
TEL 06-4706-6411 (代表)



## 中国支店 広島

〒730-0036  
広島市中区袋町5番25号  
(広島袋町ビルディング)  
TEL 082-247-4311 (代表)



## 四国支店 高松

〒760-0050  
高松市亀井町5番地の1  
(百十四ビル)  
TEL 087-861-6677 (代表)



## 九州支店 福岡

〒810-0001  
福岡市中央区天神2丁目12番1号  
(天神ビル)  
TEL 092-741-7734 (代表)



## 南九州支店 鹿児島

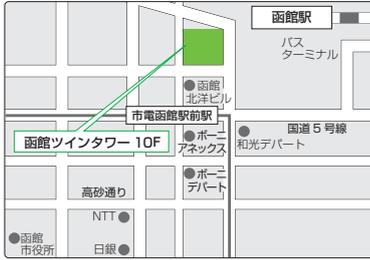
〒892-0842  
鹿児島市東千石町1番38号  
(鹿児島商工会議所ビル)  
TEL 099-226-2666 (代表)



## 函館事務所

函館

〒040-0063  
函館市若松町14番10号  
(函館ツインタワー)  
TEL 0138-26-4511 (代表)



## 釧路事務所

釧路

〒085-0847  
釧路市大町1丁目1番1号  
(道東経済センタービル)  
TEL 0154-42-3789 (代表)



## 相談センター

長野市 026-266-7021  
福井市 0776-36-5459  
鳥取市 0857-26-0051  
宮崎市 0985-22-1130

(相談日は電話にてご確認ください。なお、相談日以外是最寄りの本支店に転送されます。)

## 青森事務所

青森

〒030-0822  
青森市中央1丁目22番8号  
(青森第一生命ビル)  
TEL 017-773-0911 (代表)



## 富山事務所

富山

〒930-0005  
富山市新桜町6番24号  
(日本興亜富山ビル)  
TEL 076-442-4711 (代表)



## 松江事務所

松江

〒690-0887  
松江市殿町111番地  
(松江センチュリービル)  
TEL 0852-31-3211 (代表)



## 岡山事務所

岡山

〒700-0821  
岡山市中山下1丁目8番45号  
(NTTクレド岡山ビル)  
TEL 086-227-4311 (代表)



## 海外

●ニューヨーク駐在員事務所  
1251 Avenue of the Americas, Suite 830,  
New York, NY 10020, U.S.A.  
TEL 1-212-221-0708

●ロサンゼルス駐在員事務所  
601 South Figueroa Street, Suite 2190,  
Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.  
TEL 1-213-362-2980

●ロンドン駐在員事務所  
Level 12, City Tower, 40 Basinghall Street,  
London, EC2V 5DE, United Kingdom  
TEL 44-20-7638-6210

●シンガポール駐在員事務所  
9 Raffles Place, #30-03 Republic Plaza,  
Singapore 048619  
TEL 65-6221-1779

## 松山事務所

松山

〒790-0003  
松山市三番町7丁目1番21号  
(ジブラルタ生命松山ビル)  
TEL 089-921-8211 (代表)



## 大分事務所

大分

〒870-0021  
大分市府内町3丁目4番20号  
(大分恒和ビル)  
TEL 097-535-1411 (代表)



## インキュベーションファンド

(主としてシードあるいはスタートアップ段階におけるビジネスプランニングから関与し、) ハンズオン型の投資・経営指導により投資先企業の成長や企業価値の向上を図る投資事業組合。

→ P.76

## エグジット(Exit)

アセットファイナンスにおいて、元本の償還期日到来時、ないし期限の利益喪失時における償還原資を確保するための戦略のことで、「出口戦略」ともいう。一般的には、対象プロジェクトが順調にキャッシュフローを生み続けている限り、社債発行や借入を通じたリファイナンスによる事業継続を図り、償還期日までにリファイナンスの見込みが立たない場合は、テイル期間(償還期間の後に余裕度を持たせるために設ける期間)を設けてその期間内に売却手続きを図る、とするストラクチャーが多い。

→ P.76

## シニア・ファイナンス(シニア融資)

シニア・ファイナンスとは、通常、他の資金より優先的に弁済され、投資リスクが低い資金である。日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くが、シニア・ファイナンスに該当する。

→ P.21, 45

## シンジケートローン

幹事金融機関(アレンジャー)が複数の金融機関をとりまとめてシンジケート団を組成し、単一の契約証書で同一の約定条件に基づいて行う融資の形態。通常、参加金融機関の債権は譲渡可能となる。

→ P.67

## ストラクチャードファイナンス

仕組み金融。事業の立ち上げ、操業期間、その他多様な場面におけるリスクを回避するために、契約や金融技術を駆使することによって、信用リスクをコントロールする金融手法。

→ P.17, 21, 43, 67, 75, 76, 175

## デューディリジェンス(Due Diligence)

融資団のために行われる、融資対象不動産についての詳細かつ多角的な調査のことをいう。SPCが発行する社債の信用度評価のために要請される建物状況調査、環境調査、法的調査、市場調査などがその主要なものである。

(Due =「当然支払うべき」、Diligence =「努力」)

→ P.76

## ノンリコース

リコースとは遡求を意味し、ノンリコースとは、融資対象プロジェクトについて、その返済を親会社の保証に依存(=遡求)することなく、子会社であるSPCが当該事業から生み出す収益およびプロジェクト資産のみに依存することをいう。リミテッドリコースもほぼ同義である。プロジェクトファイナンスでは、ステップインライト(介入権)を金融団が行行使できるよう、事業会社が有する債権、契約上の地位、株式等はすべて金融団が担保として取得する。

→ P.21

## プロジェクトファイナンス

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。担保は当該事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証等は原則にはしていない。PFIにおいては、基本的に当該PFI事業のみを行うSPCが設立されること、収入は当該事業により生み出されるキャッシュフローに限られることなどから、プロジェクトファイナンスになじみやすい。

→ P.21, 33, 42, 43, 45, 50, 74, 75, 141, 142, 147, 163, 164

## メザニン・ファイナンス(メザニン融資)

メザニン・ファイナンスとは、銀行が従来取り組んできたシニア・ファイナンスより返済順位が下位にある資金のことをいう(メザニンとは中2階という意味)。メザニン・ファイナンスはややリスクの高い資金になるが、米国をはじめ幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、シニア・ファイナンスより高く適切な金利水準を確保することによって、金融機関にとって投資が可能となっている。

→ P.10, 17, 20, 21, 45

## リファイナンス

借り換えのこと。償還期日の半年~2年前に、リファイナンスアレンジャーがリファイナンス計画を策定し、償還期日までにリファイナンスに関するローン契約のクロージングを済ませることで、リファイナンス手続きが完了する。なお、リファイナンスが完了しなかった場合に備え、テイル期間を設けて売却手続きを定めておくのが通常である。アセットファイナンスにおいて、元本の償還のための資金調達をいかに図るかは極めて重要である。

→ P.54

### ALM(Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすること。

→ P.23, 27, 132, 163, 164

### CSR(Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業の責任は、これまでの製品やサービスの提供、法規制の遵守等にとどまらず、ステークホルダーへの配慮や情報開示、環境への取り組みなど、経済的・法的な責任を超えたより広範なものとしてとらえられるようになってきている。

→ P.5, 18, 22, 37, 38, 39, 61, 63, 65, 71, 74

### DIPファイナンス

米国においては、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続き(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession、占有継続債務者)に対する融資のことをさすが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスという。

→ P.21, 53, 58, 74, 76, 78

### M&Aアドバイザー

企業の買収・合併、事業売却、合併、事業のリストラクチャリング、スピンオフ、株式交換、レバレッジド・バイアウト(Leveraged Buy Out: LBO)、企業防衛などに対する多岐にわたるアドバイス業務のこと。企業経営にかかわる戦略的アドバイスやソリューションを提供することで、顧客の短期ならびに長期的な目標の達成を支援する。

→ P.5, 10, 12, 20, 21, 62, 78

### MBO(Management Buy Out)

子会社や一事業部門の経営者が、親会社から当該事業部門の支配権を買収するもの。M&Aの一手法であるが、事業の買収者が第三者ではなく、買収対象事業の経営者である場合がMBOである。通常、事業買収資金の全額を当該経営者が調達できるケースは少ないことから、当該事業の資産を担保とした借入を利用するLBOの方式をとることが多い。

→ P.41, 59

### PFI(Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力および技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。1992年に英国で導入され、日本においては99年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(通称「PFI法」)が制定された。租税(=財政負担)の対価として最も価値のあるサービスを提供するというValue for Money(VFM)という概念が、判断基準のひとつである。

→ P.34, 39, 43, 74, 75, 163, 164

### PPP(Public Private Partnership)

社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。PFIや民営化、民間委託等がある。

→ P.39, 61

### SPC(Special Purpose Company)

特定目的会社。プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。一方、アセットファイナンスにおいては、オリジネーターがオフバランス化を図るべく切り離れた資産を、新たに保有する会社として設立される。

→ P.41, 43, 45, 75

### UNEP(United Nations Environment Programme)

国連環境計画。地球環境等に取り組む国連の中核機関。DBJは、2001年6月25日、「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明(UNEP Statement by Financial Institutions on the Environment and Sustainable Development)」に、日本の銀行として初めて署名した。

→ P.64, 68, 69, 70

平成20年7月

発行 日本政策投資銀行 経営企画部広報室

URL: <http://www.dbj.go.jp/>



卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調と合わせて経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。

<http://www.dbj.go.jp/>



DBJでは、本誌の制作にあたり環境に配慮した用紙を選択しました。表紙とP.1～P.80、P.173～P.180の用紙を適切な森林経営に協力することができるFSC(森林管理協議会)の認証紙を、P.81～P.172の用紙を再生紙としています。